

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年8月5日

【会社名】 株式会社C A I C A

【英訳名】 C A I C A I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 伸

【本店の所在の場所】 東京都目黒区大橋一丁目5番1号

【電話番号】 03-5657-3000(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 山口 健治

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区大橋一丁目5番1号

【電話番号】 03-5657-3012(直通)

【事務連絡者氏名】 総務人事部 内藤 哲

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集(売出)金額】 株主割当 0円
(注) 会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償です。
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
5,770,648,016円
(注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、2020年5月31日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)360,665,501株に行使代金16円を基準として算出した見込額です。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には実際に新株予約権の行使により発行される株式数が上記発行済株式総数を下回るため、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しません。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年6月18日付で提出いたしました有価証券届出書及び2020年6月24日、2020年6月29日、2020年7月30日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書について、「新株予約権の行使時の払込金額」が2020年8月5日に確定したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

表紙

届出の対象とした募集金額

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券(株式会社C A I C A 第1回新株予約権証券)

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

募集又は売出しに関する特別記載事項

3. 発行条件の合理性

(1) 本新株予約権の行使価額について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

表紙

届出の対象とした募集金額

< 訂正前 >

(前略)

届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類

新株予約権証券

届出の対象とした募集(売出)金額

株主割当 0円

(注) 会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償です。

新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

5,770,648,016円

(注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、2020年5月31日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)360,665,501株に行使代金16円を基準として算出した見込額です。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には実際に新株予約権の行使により発行される株式数が上記発行済株式総数を下回り、または2020年8月5日(以下「条件決定日」といいます。)における終値(終値がない場合はその翌営業日の終値)が32円を下回る場合には実際の新株予約権の行使に際して払い込むべき金額が上記金額を下回るため、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。なお、「終値」とは、一定の日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をいいます。以下同じ。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類	新株予約権証券
届出の対象とした募集(売出)金額	株主割当 0円 (注) 会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償です。 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 5,770,648,016円 (注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、2020年5月31日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)360,665,501株に行使代金16円を基準として算出した見込額です。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には実際に新株予約権の行使により発行される株式数が上記発行済株式総数を下回るため、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少し (後略)

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券(株式会社C A I C A 第1回新株予約権証券)

(2) 新株予約権の内容等

<訂正前>

(前略)

新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個当たり16円(本件新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前日(2020年6月17日)の東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値32円を2で除した結果の値)とする。但し、2020年8月5日の終値(以下「条件決定日株価」という。)が32円を下回る場合、条件決定日株価を2で除した金額(小数点以下切り上げ)とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	5,770,648,016円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額が16円で、かつ、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の最大見込み金額であり、2020年5月31日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)360,665,501株を基準として算出した見込額である。 実際の払込金額(発行価額)の総額は、本新株予約権の行使期間の最終日である9月16日(水)に確定する。本有価証券届出書提出日現在における上記最大見込額から下回る可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、16円とする。但し、条件決定日株価が32円を下回る場合、条件決定日株価を2で除した金額(小数点以下切り上げ)とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(後略)

<訂正後>

(前略)

新株予約権の行使時の 払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個当たり16円 (本件新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前日(2020年6月17日)の東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値32円を2で除した結果の値)とする。
新株予約権の行使により 株式を発行する場合 の株式の発行価額の総 額	5,770,648,016円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額が 16円で、かつ、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の最大見込み金額であ り、2020年5月31日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除 く。)360,665,501株を基準として算出した見込額である。 実際の払込金額(発行価額)の総額は、本新株予約権の行使期間の最終日である9月16 日(水)に確定する。本有価証券届出書提出日現在における上記最大見込額から下回る 可能性がある。
新株予約権の行使により 株式を発行する場合 の株式の発行価格及び 資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、16円とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準 備金の額 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の 額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2 分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げ た額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増 加する資本準備金の額とする。

(後略)

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

<訂正前>

(前略)

(行使比率が50%の場合)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,885,324,000	110,788,000	2,774,536,000

(注) 1 上記払込金額の総額は、新株予約権が50%行使されたと仮定した場合の金額(2,885,324,000円)であり、2020年5月31日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式の数を除く。)を基準として算出した見込額です。

2 発行諸費用の概算額は、2020年5月31日時点の概算額です。

3 発行諸費用の内訳

- ・ほふり手数料・名簿管理人手数料・取引所手数料等 : 7,417万円
- ・フィナンシャル・アドバイザー費用等 : 1,500万円
- ・IR・株主対応(コールセンター)費用等 : 1,111万円
- ・登記費用等 : 1,050万円

4 本新株予約権の行使期間内に全部または一部の行使が行われない場合又は条件決定日株価が32円未満となる場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

[御参考]

(行使比率が100%の場合)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
5,770,648,016	120,888,000	5,649,760,016

(注) 1 上記払込金額の総額は、新株予約権が100%行使されたと仮定した場合の金額(5,770,648,016円)であり、2020年5月31日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式の数を除く。)を基準として算出した見込額です。

- 2 発行諸費用の概算額は、2020年5月31日時点の概算額です。
- 3 発行諸費用の内訳
 - ・ほふり手数料・名簿管理人手数料・取引所手数料等 : 7,417万円
 - ・登記費用等 : 2,060万円
 - ・フィナンシャル・アドバイザー費用等 : 1,500万円
 - ・I R・株主対応(コールセンター)費用等 : 1,111万円
- 4 本新株予約権の行使期間内に全部または一部の行使が行われない場合又は条件決定日株価が32円未満となる場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

< 訂正後 >

(前略)

(行使比率が50%の場合)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,885,324,000	110,788,000	2,774,536,000

- (注) 1 上記払込金額の総額は、新株予約権が50%行使されたと仮定した場合の金額(2,885,324,000円)であり、2020年5月31日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式の数を除く。)を基準として算出した見込額です。
- 2 発行諸費用の概算額は、2020年5月31日時点の概算額です。
 - 3 発行諸費用の内訳
 - ・ほふり手数料・名簿管理人手数料・取引所手数料等 : 7,417万円
 - ・フィナンシャル・アドバイザー費用等 : 1,500万円
 - ・I R・株主対応(コールセンター)費用等 : 1,111万円
 - ・登記費用等 : 1,050万円
 - 4 本新株予約権の行使期間内に全部または一部の行使が行われない場合、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

[御参考]

(行使比率が100%の場合)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
5,770,648,016	120,888,000	5,649,760,016

- (注) 1 上記払込金額の総額は、新株予約権が100%行使されたと仮定した場合の金額(5,770,648,016円)であり、2020年5月31日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式の数を除く。)を基準として算出した見込額です。
- 2 発行諸費用の概算額は、2020年5月31日時点の概算額です。
 - 3 発行諸費用の内訳
 - ・ほふり手数料・名簿管理人手数料・取引所手数料等 : 7,417万円
 - ・登記費用等 : 2,060万円
 - ・フィナンシャル・アドバイザー費用等 : 1,500万円
 - ・I R・株主対応(コールセンター)費用等 : 1,111万円
 - 4 本新株予約権の行使期間内に全部または一部の行使が行われない場合、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

募集又は売出しに関する特別記載事項

3. 発行条件の合理性

(1) 本新株予約権の行使価額について

< 訂正前 >

本新株予約権の割当数、本新株予約権の1個当たりの交付株数及び行使価額については、当社の業績動向、財務

状況、直近の株価動向、発行可能株式総数、及び既存株主による本新株予約権の行使の可能性（株主様が本株予約権を行使できるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。）等を勘案したうえで、行使価額については、既存株主様への株主還元のため、当社株式の時価と無償の中間の価格で発行することとして、1株当たり16円（本件新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前日（2020年6月17日）の東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値32円を2で除した結果の値）といたしました。ただし、条件決定日株価が32円を下回る場合、条件決定日株価を2で除した金額（小数点以下切り上げ）とする。）に設定いたしました。また、割当数については、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることといたしました。本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割当てられるため、割当てられた本新株予約権の全てを同時に行使し、かつ当該行使により交付を受ける当社株式数に端数が一切生じなかった株主の皆様については、当該株主の皆様の有する持分比率の希薄化は生じないこととなります。一方、割当てられた本新株予約権の全部又は一部を行使しなかった場合、株主の皆様御所有の当社普通株式の持分比率について、希薄化が生じる可能性がございます。しかしながら、本新株予約権無償割当ては当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、全ての株主様に対して新株予約権の割当てが行われ、行使を望まない株主様については割当てを受けた新株予約権を市場内外で売却することができるなど、既存株主様が経済的な不利益を被らないための配慮もなされていること等を勘案し、本新株予約権無償割当ての発行条件については合理的であると考えております。さらに当社は、本新株予約権無償割当ての発行条件の合理性については、株主様へのより充実した情報提供とそれに基づく株主様の承認を得ることが必要であると考え、本新株予約権無償割当ての実施に関して、出席された（書面投票を含む）株主様の過半数の承認を得ることを実施の条件としています。

<訂正後>

本新株予約権の割当数、本新株予約権の1個当たりの交付株数及び行使価額については、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向、発行可能株式総数、及び既存株主による本新株予約権の行使の可能性（株主様が本株予約権を行使できるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。）等を勘案したうえで、行使価額については、既存株主様への株主還元のため、当社株式の時価と無償の中間の価格で発行することとして、1株当たり16円（本件新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前日（2020年6月17日）の東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値32円を2で除した結果の値）といたしました。また、割当数については、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることといたしました。本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割当てられるため、割当てられた本新株予約権の全てを同時に行使し、かつ当該行使により交付を受ける当社株式数に端数が一切生じなかった株主の皆様については、当該株主の皆様の有する持分比率の希薄化は生じないこととなります。一方、割当てられた本新株予約権の全部又は一部を行使しなかった場合、株主の皆様御所有の当社普通株式の持分比率について、希薄化が生じる可能性がございます。しかしながら、本新株予約権無償割当ては当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、全ての株主様に対して新株予約権の割当てが行われ、行使を望まない株主様については割当てを受けた新株予約権を市場内外で売却することができるなど、既存株主様が経済的な不利益を被らないための配慮もなされていること等を勘案し、本新株予約権無償割当ての発行条件については合理的であると考えております。さらに当社は、本新株予約権無償割当ての発行条件の合理性については、株主様へのより充実した情報提供とそれに基づく株主様の承認を得ることが必要であると考え、本新株予約権無償割当ての実施に関して、出席された（書面投票を含む）株主様の過半数の承認を得ることを実施の条件としています。